

さくら野セゾンゴールドカード規約

さくら野セゾンゴールドカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社さくら野百貨店(以下「提携先」という)と提携して発行するカードをさくら野セゾンゴールドカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約及びセゾンカード規約(ゴールドカードセゾンの特則を含む)を承認し、当社と提携先(以下、あわせて「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

第3条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約(ゴールドカードセゾンの特則を含む)に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約第5章(ゴールドカードセゾンの特則)第27条及び第32条の適用はありません。

第4条(さくら野ポイント)

(1)本カードには、提携先の提供するさくら野ポイントサービスが提供され、当該サービスは、本特約並びに提携先が定めるさくら野ポイント会員規約に基づき提供されます。

(2)本カードについては、さくら野ポイント会員規約2①に定めるカード発行費用は適用されません。

(3)本カードの有効期限については、さくら野ポイント会員規約2⑤は適用されず、セゾンカード規約第3条が適用されます。

(4)本カードの住所・氏名・電話番号等お届け事項の変更については、さくら野ポイント会員規約7④は適用されず、セゾンカード規約第18条が適用され、当社所定の変更手続きをおとりいただきます。なお、この場合当社に対する変更手続きをもって、提携先へのお届けもあったものとみなします。

(5)本カードの紛失・盗難及び再発行については、さくら野ポイント会員規約8①・②は適用されず、セゾンカード規約第16条及び第17条が適用されます。

(6)本カードの退会については、さくら野ポイント会員規約10は適用されず、セゾンカード規約第23条(3)が適用されます。

第5条(弁済金等の支払方法等)

セゾンカード規約第5章(ゴールドセゾンの特則)第28条(弁済金等の支払方法等)(1)に定める分割払いの(例)及び分割払い表は、下記のとおりとなります。

記

(例)現金価格	50,000円、10回払いの時
●分割払手数料	50,000円×(5.5円/100円)=2,750円
●支払総額	50,000円+2,750円=52,750円
●各支払日の分割支払金	52,750円÷10回=5,275円

支払回数(回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
実質年率(%)	9.9	10.6	11.0	11.3	11.5	11.7	11.8	11.9	12.0
現金価格100円当たり の手数料の額(円)	1.7	2.2	2.8	3.3	3.9	4.4	5.0	5.5	6.1

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
12.0	12.1	12.1	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
6.6	7.2	7.7	8.3	8.8	9.4	9.9	10.5	11.0	11.6	12.1	12.7	13.2

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
13.8	14.3	14.9	15.4	16.0	16.5	17.1	17.6	18.2	18.7	19.3	19.8

第6条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(1)⑩会員が提携先の定めるさくら野ポイント会員規約等に基づき、さくら野ポイント会員資格を喪失したとき。

(7)会員がセゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、さくら野ポイント会員資格も喪失するものとします。

第7条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項

さくら野セゾンゴールドカード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社さくら野百貨店(以下「提携先」という)と提携して発行するさくら野セゾンゴールドカード(以下「本カード」という)の申込者(以下、契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)については、「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の提供・利用)

会員は、当社が保護措置を講じた上で以下の個人情報を提携先に提供し、提携先が以下の目的で利用することに同意します。

〔提供する個人情報〕

- 本カード申込みに対する本カード発行の可否(但し、その理由のぞく)
- 本カードの有効期限
- 本カードによる商品購入利用限度額及び利用可能額

〔利用目的〕

- 提携先における本カード決済による商品販売・役務提供の可否判断

第3条(特約の変更)

本特約は当社及び提携先所定の手続きにより変更することができます。

第4条(提携先との同意事項の適用)

提携先と会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、提携先との同意事項が適用されます。

さくら野セゾンゴールドカード規約

さくら野セゾンゴールドカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社さくら野百貨店(以下「提携先」という)と提携して発行するカードをさくら野セゾンゴールドカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約及びセゾンカード規約(ゴールドカードセゾンの特約を含む)を承認し、当社と提携先(以下、あわせて「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

第3条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約(ゴールドカードセゾンの特約を含む)に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約第5章(ゴールドカードセゾンの特約)第27条及び第32条の適用はありません。

第4条(さくら野ポイント)

(1)本カードには、提携先の提供するさくら野ポイントサービスが提供され、当該サービスは、本特約並びに提携先が定めるさくら野ポイント会員規約に基づき提供されます。

(2)本カードについては、さくら野ポイント会員規約2①に定めるカード発行費用は適用されません。

(3)本カードの有効期限については、さくら野ポイント会員規約2⑤は適用されず、セゾンカード規約第3条が適用されます。

(4)本カードの住所・氏名・電話番号等お届け事項の変更については、さくら野ポイント会員規約7④は適用されず、セゾンカード規約第18条が適用され、当社所定の変更手続きをおとりいただきます。なお、この場合当社に対する変更手続きをもって、提携先へのお届けもあつたものとみなします。

(5)本カードの紛失・盗難及び再発行については、さくら野ポイント会員規約8①・②は適用されず、セゾンカード規約第16条及び第17条が適用されます。

(6)本カードの退会については、さくら野ポイント会員規約10は適用されず、セゾンカード規約第23条③が適用されます。

第5条(弁済金等の支払方法等)

セゾンカード規約第5章(ゴールドセゾンの特約)第28条(弁済金等の支払方法等)①に定める分割払いの(例)及び分割払い表は、下記のとおりとなります。

		記	
(例)現金価格	50,000円	10回払いの時	
●分割払手数料	50,000円×(5.5円/100円)	=2,750円	
●支払総額	50,000円+2,750円	=52,750円	
●各支払日の分割支払金	52,750円÷10回	=5,275円	

支払回数(回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
実質年率(%)	9.9	10.6	11.0	11.3	11.5	11.7	11.8	11.9	12.0
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	1.7	2.2	2.8	3.3	3.9	4.4	5.0	5.5	6.1

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
12.0	12.1	12.1	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
6.6	7.2	7.7	8.3	8.8	9.4	9.9	10.5	11.0	11.6	12.1	12.7	13.2

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
13.8	14.3	14.9	15.4	16.0	16.5	17.1	17.6	18.2	18.7	19.3	19.8

第6条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(1)⑩会員が提携先の定めるさくら野ポイント会員規約等に基づき、さくら野ポイント会員資格を喪失したとき。

(7)会員がセゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、さくら野ポイント会員資格も喪失するものとします。

第7条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があつた場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項

さくら野セゾンゴールドカード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社さくら野百貨店(以下「提携先」という)と提携して発行するさくら野セゾンゴールドカード(以下「本カード」という)の申込者(以下、契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)については、提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の提供・利用)

会員は、当社が保護措置を講じた上で以下の個人情報を提携先に提供し、提携先が以下の目的で利用することに同意します。

〔提供する個人情報〕

- 本カード申込みに対する本カード発行の可否(但し、その理由のぞく)
- 本カードの有効期限
- 本カードによる商品購入利用限度額及び利用可能額

〔利用目的〕

- 提携先における本カード決済による商品販売・役務提供の可否判断

第3条(特約の変更)

本特約は当社及び提携先所定の手続きにより変更することができます。

第4条(提携先との同意事項の適用)

提携先と会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、提携先との同意事項が適用されます。